

随意契約理由書

件名	西クリーンセンターコントロールセンター及び高圧VCB更新工事
契約の相手方	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>西クリーンセンターは西部地域のごみ処理を担う重要な焼却工場であり、竣工（平成7年1月）から25年経過し、施設の老朽化が進む中、約40年の稼働を目指して、長寿命化総合計画に基づく基幹的設備改良工事を行っている。</p> <p>コントロールセンターは、クリーンセンター内の低圧電気機器へ電気を供給すると共に、監視・制御を行うための装置で、焼却炉を安全・安定的に運転するために重要な装置であり、受変電設備における高圧VCB（真空遮断器）は、負荷電流の開閉のほか、事故電流の遮断など負荷側の設備を保護する重要な開閉器である。</p> <p>当該コントロールセンター及び高圧VCBは稼働後25年が経過し、生産中止となりメーカー保守も終了するため、保守用部品の供給が受けられず、十分なメンテナンスが出来ないため、これらを更新する。</p> <p>コントロールセンター及び高圧VCBは、三菱電機株が独自に設計、製作したものであり、本更新工事は部分的であるとともに、既存設備との取合いに対応した機種選定、施工を行う必要がある。他社では当該設備並びに既存設備の取合いに係る図面や技術的な内容等知り得ないため、三菱電機株の発電プラント保守保全業務を専門的に実施する三菱電機プラントエンジニアリング株でなければ施工できない。</p> <p>以上から、本件工事は「性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するため、地方自治法施行令第167条の2第1項2号にもとづき、上記業者と随意契約を行う。</p>	
担当部署 （問合せ先）	環境局 事業部 施設課 （電話番号 078-595-6165）